

船舶事故調査報告書

平成22年11月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年6月11日（金） 13時45分ごろ
発生場所	琵琶湖南東部 滋賀県近江八幡市沖島町 切通四等三角点から真方位322° 360m付近（概位 北緯35° 11.6′ 東経136° 05.4′）
事故調査の経過	平成22年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{たいほう} 大豊丸、3.5トン SG6-5176（漁船登録番号）、個人所有 12.60m（Lr）×2.40m×0.75m、FRP ディーゼル機関、127kW、平成4年12月3日 B モーターボート エアロギア、1.5トン 250-53515大阪、個人所有 7.00m×2.25m×1.09m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成20年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成20年8月12日 （平成26年6月13日まで有効） B 船長B 男性 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年6月17日 免許証交付日 平成20年6月17日 （平成25年6月16日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長 右手擦り傷、同乗者 右足打撲、擦り傷）
損傷	A 右舷船首の擦過傷 B 左舷船尾の破損、船外機の濡れ損及びトーイングタワーの折損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗船し、船長Aが、操舵室左舷側に座って遠隔管制器による手動操舵により、針路を約105°（真方位、以下同じ。）及び約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、近江八幡市堀切新港に向けて航行した。 船長Aは、船首が浮上して船首方に死角が生じ、船首方を見通すことができない状況であったが、ふだんはよく見かける漁船などを見かけなかつ

	<p>たことから、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りを行わずに航行した。</p> <p>船長Aは、船首方に漂流中のB船に気付かずに航行を続け、堀切新港に接近したところ約2knに減速して航行中、A船の船首の両側に、湖面に飛び込む人が見えたので、全速力後進をかけたが、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか4人が乗船し、11時00分ごろ、堀切新港沖でウェイクボードを引いて遊走したのち、漂流した。</p> <p>船長Bは、堀切新港沖約200mにおいて、機関を中立にして船首を南東方に向けて漂流中、平成22年6月1日13時15分ごろ、船尾端のトランサムステップに座っていたとき、右舷船尾方からB船に向けて接近するA船を視認した。</p> <p>船長Bは、A船がB船に気付いており、いずれA船の方でB船を避けてくれるものと思い、漂流を続けていたところ、A船がB船を避けずに接近するので、A船に対して大声で叫んだが、更に接近して来るので危険を感じ、船長Bと同乗者3人が湖面に飛び込んだ。</p> <p>両船は、13時45分ごろ、切通四等三角点から322°360m付近で衝突した。</p> <p>船長Aは、A船の救命胴衣を飛び込んだ4人に渡して着用させ、引き上げた。</p> <p>事故後、B船は、A船にえい航されて堀切新港に入港した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 なし、視界 良好</p> <p>海象：湖面 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、事故当時、船首方に死角が生じていたが、沖島漁港を出港してから堀切新港沖に到着するまでの間に漁船などを見かけなかったことから、前路に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを行わずに航行した。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>A船は、堀切新港沖を南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずにB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、堀切新港沖で船首を南東方に向けて漂流中、船長Bが、B船に向けて航行するA船を視認し、いずれA船がB船を避けてくれると思い、A船の動静を監視していたところ、A船がB船を避けずに接近したので、A船に対して大声で叫んだが、衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、堀切新港沖を南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずにB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、堀切新港沖で船首を南東方に向けて漂流中、船長Bが、B船に向けて航行するA船を視認し、いずれA船がB船を避けてくれると思い、A船の動静を監視していたところ、A船がB船を避けずに接近したので、A船に対して大声で叫んだが、衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、堀切新港沖を南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずにB船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、堀切新港沖で船首を南東方に向けて漂流中、船長Bが、B船に向けて航行するA船を視認し、いずれA船がB船を避けてくれると思い、A船の動静を監視していたところ、A船がB船を避けずに接近したので、A船に対して大声で叫んだが、衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、堀切新港沖において、A船が南東進中、B船が漂流中、A船が、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずにB船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								